

平成 27～28 年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業,  
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画

**1 事業の導入及び取組の経過**

管内では、「伊豆の国市鳥獣被害防止計画」に基づき、「生息環境対策」「予防対策」「捕獲対策」による対策を組み合わせて進めているところである。

イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンによる農作物の被害が深刻なことから、加害獣の捕獲を中心に事業を実施した。また、デジタル簡易無線機、ドックマーカ、箱罠を導入することで捕獲従事者の負担を減らし、安全で効率的な捕獲を目指した。

**2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点**

機器の導入により捕獲技術が向上し、捕獲数は着実に増加しているが、高い繁殖率や生息範囲の拡大、単価の高い農作物の被害の増加が原因と考える。

問題点としては、捕獲数に対して繁殖数が減少する値まで達していないことや、市単独で実施している補助制度等の成果により電気柵等の防護柵の設置が進んでいる一方で、設置状況に差があり、対策が進んでいない農地が集中的に被害に遭っていることがあげられる。

**3 実績及び改善計画**

被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況				達成率 (%)	備考	
			目標 (28年)	基準年度の実績	1年目 (26年)	2年目 (27年)			3年目 (28年)
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)	イノシシ	3,007	4,297	/	3,617	4,376	▲6	
		ニホンジカ	161	230		744	987	▲1,097	
		カ	536	766		1,368	1,013	▲107	
		ハクビシン	4,577	6,541		5,985	6,376	▲68	
	計								
被害面積 (a)	計	イノシシ	613	877	1,178	575	114		
		ニホンジカ	83	119	112	35	233		
		カ	109	156	395	7	317		
		ハクビシン	805	1,152	1,775	617	154		

#### 4 改善方策

市の職員で鳥獣被害対策実施隊を組織し、農林産物の被害減少に努める。主な活動内容は以下のとおりとする。

① 市が管理する捕獲器の貸出及び技術指導

狩猟や有害鳥獣捕獲許可等により捕獲が可能な者及び農林業者に対し、捕獲器を貸し出す。また、その際、効率的な捕獲及び適正な管理に必要な技術指導を行う。

② 中小型獣の捕獲及び処分

農林業者等からの依頼に基づき、市が管理する捕獲器を設置する。また、捕獲した鳥獣を処分する。

③ 対象鳥獣の情報収集及び被害状況調査

農林業者等から寄せられた野生鳥獣に関する被害状況を調査する。伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会への参加。静岡県が実施する鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修への参加。

④ 捕獲技術の向上及び担い手の育成

狩猟免許の取得及び講習会への参加。市内猟友会員から捕獲技術の指導を受ける。農林業者等へ新たに狩猟免許取得に向けた斡旋。

#### 5 改善計画を実施するための推進体制

伊豆の国市、伊豆の国農業協同組合、農業者、地元猟友会等で構成している伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会において各機関間の被害情報交換等の連携をより強化し、鳥獣被害対策を実施する。

また、伊豆地域の市町で構成されている「伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会」を通じて情報共有を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を実施していく。

平成 29 年度中に伊豆の国市鳥獣被害対策実施隊を組織し、伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会に参加するとともに改善方策のとおり活動し、被害減少に努める。

#### 6 改善計画に対する第三者意見

改善方策では、市の鳥獣被害対策実施隊による捕獲対策が中心になっている。家庭菜園や小規模農家が多く、市民に対する意識啓発は難しいと思われるが、これまでの対策を継続して、住民の鳥獣被害対策に対する意識啓発や捕獲以外の生息環境管理、防護柵の設置等の予防対策についても積極的に実施するようお願いしたい。

(静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター長 白鳥隆司)